

私道補修工事補助申請に関する同意書

この度申請いたしました私道補修工事補助申請につきまして、下記の事項を承諾し、補修工事が施工されることに同意します。

記

- 1 工事の実施については、原則として申請が受理された順番に、予算の範囲内で行われる。申請から工事実施まで、相当の期間を要すること。
- 2 申請代表者は、申請から工事完了までの間、一貫して市との連絡・調整窓口となり、工事内容や、負担金の分担（道路排水施設工事の場合のみ）に関して申請同意者に周知を徹底すること。また、工事に関する苦情・相談については、申請代表者を通じて市に問い合わせること。
- 3 補修工事に際し、道路区域内にある敷石・杭・看板・植木等の工事の支障となる物件は、工事開始までに申請者側で撤去すること。また、老朽化した塀が倒れる危険性がある場合や、塀の基礎が露出する場合の補修費用は補助対象外となる。申請者側において対処すること。
- 4 補修工事により設置した雨水枡は道路の雨水を処理する施設なので、雑排水等宅地内の排水は接続しないこと。
- 5 補修工事に伴い、電柱やガス管等を移設する必要がある場合、移設費用は補助対象外となる。申請者側で電柱やガス管等の管理者に対し、移設の依頼をすること。
- 6 舗装の種類（密粒または開粒）については、特性を十分に理解し、申請者側全員で協議した上で決定すること。また、工事完成後に道路の構造条件上どうしても避けられない事象（密粒舗装：排水施設が少なければ水が溜りやすい、開粒舗装：アスファルトが摩耗しやすい及び数年で目詰まりをおこす）が起きた際、苦情申し立てをしないこと。
- 7 補修工事に際し、民地と民地との境界明示物（杭・プレート・鋸）の再現は、市では一切しない。
- 8 道路と沿道の土地の境界がはっきりしない場合、申請者側で測量士等に依頼し、土地境界のラインを確定した上で申請すること。測量費用は補助対象外である。やむを得ず、現在の道路形態の中で任意に整備ラインを設定し申請者側が工事を希望する場合、土地境界の問題には市は一切関知しない。申請者側において解決すること。
- 9 あくまで申請者側の希望にそって補修工事を行うものであり、工事後の土地売買等に際してのトラブルに対し、市では一切関知しない。申請者側において解決すること。
- 10 補修工事完了後に、私道の維持・管理で問題が生じた場合は、市では一切関知しない。申請者側において解決すること。
- 11 承諾書（様式第2号）の内容について。

以上の事項に同意しましたので、下記のとおり署名いたします。

年 月 日

西東京市長 殿

所 有 地 地 番	住 所	氏 名
町 丁目 番		